

產業組合中央金庫法中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

第五十九回 帝國議會貴族院

產業組合中央金庫法中改正法律案
農會法中改正法律案
耕地整理法中改正法律案

委員氏名

委員長 伯爵堀田正恒君

伯爵城田 西恒君
男爵園田 武彦君
侯爵松平 康昌君
子爵片桐 貞央君
藤山 雷太君

坂田 貞君

昭和六年三月二十七日（金曜日）午前十時
八分開會

ヲ開會イタシマス、如何デセウカ、此法案ハ衆議院提出デアリマスガ、政府ノ御所見ヲ先づ聽カラレタラ如何デアリマセウ

居ル次第デゴザイマスガ、併シ此法案ガ兩

院ヲ通過スレバ政府トシテハ同意スル意向ノヤウデゴザイマス、是ハ大臣カラ御答ノ考ヘノヤウデアリマス
タ方ガ宜カラウト思ヒマスガ、左様ナ大臣ト……ドウ云フノデスカ
○政府委員(小平權一君) 御答イタシマス
ガ、衆議院ニ提案ニナリマシテ通過シタ此
中央金庫法中改正法案ノ内容ヲ申上ガマス
ルト云フト、産業組合中央金庫ノ從來ノ業
務ハ、中央金庫法ノ第十三條ニ規定シテア
リマスル通り、原則トシテ無擔保ノ短期貸
付ニナッテ居ル譯デアリマス、第十三條ノ第
一號ニ中央金庫ノ業務トシテ其所屬ノ産業
組合ト其所屬ノ聯合會ニ對シテ無擔保ニ五
簡年以内ノ定期償還ノ貸付ヲスルコトガ出
來ルト云フコトガ主タル業務ニナッテ居リ
マス、ソレデ尙ホ此十三條ノ第二號ニ於キ
マシテ其所屬ノ聯合會、産業組合ニ對シテ
手形ノ割引ト當座預金ノ貸越ガ出來ルト云
フコトノ業務ヲ第二號デ認メテ居リマス、
第三號ニ於テハ所屬産業組合聯合會又ハ產
業組合ノ爲ニ爲替業務ヲ爲スコトガ出來ル
ト云フコトニナッテ居リマス、ソレカラシテ

第四號ノ業務トシテ貯金ヲ預ルコトが出来
ル、是ハ金融機關トシテ當然ノ業務デアリ
マスガ、其外所屬産業組合、所屬産業組合
聯合會、公共團體、公益法人ニ對シテモ預
リ金ガ出來ル、此四ツノ業務ヲ從來産業組合
合中央金庫法デ認メテ居ルノデゴザイマス
ガ、産業組合ニ對シテ五箇年以内ノ定期償還
還貸付ダケデハ産業組合ノ金融ガ、産業組
合ニ對スル金融ノ全部ヲ行フコトガ出來マ
セヌト云フコトハ、從來屢々當業者ノ方デモ
不便デアルト云フコトハ言ハレテ居リマシ
タ、ソレデ中央金庫ニ加入シテ居ル聯合會
デアリマストカ、産業組合ハ既ニ年限ニ拘
ハラズ長イ資金ヲ貸スコトガゴザイマス、
ソレカラシテ又年賦償還デ資金ヲ融通スル
コトモアリマス、從來中央金庫ニ加入シテ
居ルモノハ、長イ期限ノ年賦償還ノ資金モ
扱ヒ得ルヤウニナッテ居リマスニ拘ハラズ、
中央金庫ダケガ五年以内ノ定期償還貸付ト
云フコトニ貸付ノ方ガ限ラレテ居ル關係
上、中央金庫ノ業務が徹底セザル點ガ相當
アツタ次第デゴザイマス、從テ此産業組合ノ
指掌獎勵機關タル中央會等ニ於キマシテモ、
年々中央金庫ニ長期ノ貸付ガ出來ルヤウニ

法制ヲ改善シテ貰ヒタイト云フ希望ガ度ニ
出タヤウナ次第デゴザイマス、之ニ對シテ
ハレルノデアリマシテ、其改正案ノ第一點
ノ點ハ、今マデ五箇年以内ノ定期償還貸付
デアッタ云フノヲ、詰リ五箇年以内ノ定期
償還貸付ノ外ニ、更ニ所屬聯合會、所屬產
業組合ニ對シテ擔保ヲ徵セズシテ三十年以
内ノ年賦償還貸付モ出來ルト云フ規定ヲ加
ヘルト云フコトガ重要ナル改正ノ點デアル
ヤウニ伺ハレマスノデアリマス、併シ但書
ガ加ヘテアリマシテ、三十年以内ノ長期年
賦償還ノ貸付ヲ致シマス場合ニ於テハ、動
モスルト資金ノ固定ニ陷ル虞ガアル、中央
金庫トシテハ相當預金モ預カリマスシ、預
金ハ短期資金デアル關係上、固定シテハナ
ラスト云フ點モ、中央金庫トシテハ餘程考
ヘナケレバナラヌ點デゴザイマス、斯ウ云
フ點モ考ヘテ此但書ガ加ヘラレテアルヤウ
ニ解釋出來ルノデアリマス、即チ但書ニ於
ハテ三十年以内ノ年賦償還貸付ヲ爲ス金額
ハ、拂込出資金及び產業債券發行額ノ二ノ限度
ノ一ヲ越ヘテハナラヌ、其二分ノ一ノ限度

内デ三十年以内ノ年賦償還ノ貸付ノ資金ヲ運用スルト云フ制限ガ加ヘラレテアルヤウデアリマス、此制限ヲ中央金庫ノ機能カラ申シマスレバ主ナ制限デアルヤウニ伺ハレルノデアリマス、ソレカラ更ニ此産業中央金庫ニ於キマシテハ現在ハ業務ガ非常ニ範圍ガ狭ウゴザイマシテ、最前申上ゲマシタ四ツノ業務ト、ソレカラシテ例外トシテ其四ツノ業務ニ對シテ貸付ノ方、及ビ手形割引ノ方ニハ必要アル場合ニハ擔保ヲ取フテ引ノ方ニハ必要アル場合ニハ擔保ヲ取フテ云フコトニナッテ居リマス、其例外ノ點モ、五箇年以内ノ償還貸付ヲシテ居リマス、所謂擔保ヲ取フテ手形ノ割引ヲシテモ宜イト矢張リ今度ノ長期年賦償還ノ貸付ノ點ニ付テモ、衆議院ノ案ニハ認メテアルヤウデアリマス、即チ衆議院デ提案サレマシタ改正法案ノ末項ノ第十四條中「第一號及第二號」ヲ「第一號乃至第三號」ニ改ムト云フ改正ハ、三十年ノ年賦償還ヲ無擔保デスルノデアリマスルケレドモ、併シ必要ガアッテ特ニ已ムヲ得ザル場合ニハ擔保ヲ取フテ三十年以内ノ年賦償還ノ貸付ヲシテ宜イト云フコトニナルヤウニ改正案ノ末項ニ、第十四條中「第一號及第二號」ヲ「第一號乃至第三號」ニ改ムト云フ改正ガ掲ゲテアルヤウデアリマス、ソレカラ尙ホ中央金庫ニハ從來有價證券ノ

トハ、全ク出來ナイヤウニナッテ居リマス、
併シ所屬組合カラ此有價證券ヲ預ッテ吳レ
テ貰ヒタイト云フ希望モアル關係カラ、改
正案ノデハ業務ノ第六號トシテ、所屬聯合
會、所屬產業組合ノ爲ニ有價證券ノ保護預
リガ出來ルト云フ點ト、ソレカラ七號ノ業
務ハ、所屬聯合會所屬產業組合ノ爲ニ有價
證券ノ委託賣買ガ出來ルト云フコトヲ加ヘ
ラレタヤウニ解釋出來ルノデアリマス、ソ
レデ從來ノ中央金庫デハ有價證券ヲ預ッテ
貰ヒタイト云フ希望ハ隨分アリマシテ、擔
保ニ供スル場合ニ先ヅ中央金庫ニ有價證券
ヲ預ケテ置クト云フヤウナ希望ガ相當アリ
マスヤウニ伺ッテ居リマス、ソレカラ、又地
方デハ產業組合ガ此遊金ヲ運用スル場合ニ
於テドウ云フ有價證券ヲ持ツノガ一番良イ
カト云フコトハナカヽ田舎ノ產業組合デ
ハ分ラナイ事情ガ相當ニアルヤウニ伺ッテ
居リマス、ソレデ中央金庫ハ地方ノ聯合會、
產業組合ノ爲ニ確實ナ有價證券ヲ買ッテ遊
金ノ運用ヲ誤ラナイヤウニシテヤルト云フ
コトノ必要ナルコトハ、從來モ相當主張セ
ラレテ居タヤウナ次第デアリマシテ、此點
モ此改正案ハ取入レテ六號、七號ノ業務ヲ

認メタヤウニ伺ハレル次第デアリマス、以
上改正案ヲ解釋シテ申上ガタノデアリマス
○委員長(伯爵堀田正恒君) 如何デゴザイ
マセウカ、審議ノ便宜上、先づ産業組合中
央金庫法中改正法律案ノミニ付テ御質疑ヲ
願^クタラドウカト思ヒマス
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○委員長(伯爵堀田正恒君) 同法案ニ付テ
御質疑ヲ願ヒタイト思ヒマス
○子爵片桐貞央君 只今チヨット伺ヒマス
所ニ依ルト、此法文ニ三十年トアリマスノ
ハ、五年ト云フノヲ三十年ニ直シタヤウニ
伺^クテ居リマスガ、此今度ノ改正案ニ付テ三
十年トシタノハ、此五箇年ト云フノハ、大
概外ノハ長期ノヤウニナッテ居ルガ、此法案
ダケハ五年トナッテ居ルノデ、其均衡上三十
年トシテモ差支ヘナイト思フト云フヤウナ
御話デゴザイマスガ、是ハ外ニ何カゴザイ
マスノデスカ
○政府委員(小平權一君) 三十箇年ト云フ
年限ニ對スル御質問ノヤウニ伺ヒマスガ、
此中央倉庫トシテハ産業組合ニ對スル金融
機關デアリマス關係上、農工銀行、勸業銀行
行等ノ、不動産ノミヲ主タル業務トスル不
動産抵當銀行トハ稍^ク違フ 業務ニナルノデ
ゴザイマスヤウニ考ヘラレマスケレドモ、

此勸業銀行農工銀行ノ方ハ五十年デアリマス
スガ、中央倉庫トシテハ五十年迄モ認メル
必要ハ無イデハナカラウカト云フ考ヘカラ
ラ、三十年ニ限定期償還貸付デアルノデアリマス
五年ノ定期償還貸付デアルノデアリマス
ガ、ソレヲ三十箇年マデ延長スルコトニナ
リマスレバ、現在ノ産業組合金融トシテハ
先づ十分デアルヤウニ考ヘラレルノデゴザ
イマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○委員長(伯爵堀田正恒君) 大藏當局ガ見
エテ居リマスカラ、産業組合中央金庫ハ大
藏省ニ關係シテ居リマスカラ、大藏省ノ御
意見ヲ伺ヒタイ

○政府委員(大久保慎次君) 只今ノ點ニ付
テ御答ヘ申上ゲル趣旨デゴザイマセウカ、
アノ三十年ノ點ニ付テ……

○委員長(伯爵堀田正恒君) ソレデナクテ
大藏省トシテノ……

○子爵片桐貞夫君 此法案ニ對シテ宜イカ
悪イカト云フ考ヘヲ伺ヒタイ

○政府委員(大久保慎次君) 農林省ノ方ノ
側カラノ御説明ノ時ニ私居リマセヌデゴザ
イマシタカラ、農林省ノ側デ盡サレタコト
ト思ヒマスルデゴザイマスルケレドモ、大
體大藏省側ノ本案ニ對スル經過ヲ申上ゲテ

置キタイト思フノデゴザイマス、産業組合
中央金庫ガ出來マス當時ニ現行法ノ如ク五
箇年以内ノ定期償還ト云フコトニ決シテ居
リマスガ、今度提出サレマシタル案ハ其外
ニ更ニ微細ノ點ニ付テ二項目付加ヘラレテ
居リマシテ、其點ニ付テハ農林省カラ御話
ニナッタ點ヲ承ハリマシタ次第デアリマス、
從前産業組合中央金庫ガ出來マス時ニハ產
業組合其物ノ本質ニ鑑ミマシテ、其產業組
合ハ元來中小事業者ノ爲ニ無擔保ノ貸付ヲ
スルト云フノガ、大體本則ニナッテ居リマ
ス、ソレ等ノ方ノ關係カラ見マシテ、產業
組合中央金庫ハ是等ノ本間カラ關聯イタシ
マシテ、五箇年定期償還ノ貸付デ産業組合
ニ對スル金融ヲ完フスルヤウニト云フ趣旨
デ出來テ居リマス、現在ニ於キマシテハ產
業組合中央金庫ノ五箇年以内ノ定期償還ノ
テ居ルカト申シマスレバ、是ハ勸業銀行、
農工銀行及ビ北海道拓殖銀行ニ於キマシテ
テ居リマス、恐ラク此提案ノ趣旨ハ産業組
合中央金庫ガ產業組合ノ中権機關ト言ヒマ
スカ、中央機關ト言ヒマスカ、サウ云フ風
ナ趣旨デ出來テ居ルンデアルカラ、獨リ五
箇年以内ノ年賦償還ノミナラズ、長期ノ資

金モ供給シタラバ、宜イグラウト云フ意味
カラノト現在ニ於ケル實際上ノ必要カラ出
ト推察イタシマス、從來ノ經過ト致シマシテ
ハ元來先程申ス通り中央金庫ハ産業組合ノ
金融ヲ司ドルト云フ趣旨カラ大體五箇年以
内ノ年賦償還デ短期ノ方モ付ケタ方ガ宜カ
ラウトノ趣旨デアッタノデアリマス、ソレ等
ノ關係ト長期ノモノハ勸業農工附託ト云フ
途ガ開ケテ居リマスカラ、旁、先づ大體現
行法デ宜イデアラウト云フヤウナ風ナ趣旨
ニ活動ヲ求メルト云フ趣旨カラ及び現在ノ
經濟上ノ實際カラ見マシテ、本案ノヤウナ
希望ガ隨分長イ間望マレテ居ルト云フ次第
モ承知イタシテ居リマスノデ、旁、我ミノ
方ト致シマシテハ此問題ハ相當重要ナモノ
トシテ審議考究イタシタイト云フ積リデア
リマス、尙ホ進ンデ大藏省ダケト致シマス
レバ、金融制度調査會ト云フヤウナモノモ
ハ二十箇年ガ最モ長イカト思ヒマス、ソレ
ヨリモウ十年長ク三十箇年ト云フヤウナコ
トニ改正セラレル趣旨デゴザイマスガ、其
タイ、更ニ是ハ農林省カラハ御話ニナリマ
シタカドウカ知リマセヌガ、更ニ農林審議
會ト云フモノデモ將來開カレルト云フヤウ
ナコトデアリマスカラ、サウ云フ風ナモノ
デモ開カシタラ是亦モウ一ツ御審議ヲ願ヒ

タイ、能ク其結果ヲ俟テ最モ適當ナル案ヲ
得タイト云フ趣旨デ居リマシタケレドモ、
中央金庫ノ出來ルダケノ活動ヲ十分ニスル
ラシテ、斯ウ云フ風ナ法案ガ現ハレマシテ、
我ミドモハサウ云フ風ナ御趣意ノ下ニ於テ
ハ別ニ異議ガナイ、斯ウ云フ風ナ立場デ居
リマス、大體……

○長尾元太郎君　此三十箇年ニ變更ニ付テ
只今御説明ニ依ルト今迄五箇年デアッタノ
ガ、是ハ俄カニ五箇年ガ三十箇年ニナルト
云フノハ大變ナ年期ノヤウデアリマスガ、
此三十箇年ト云フ長イ年限ト云フコトニ付
テノ意義ヲモウ一度御説明ヲ願ヒタイト思
フ、私ハ詳シクハ知リマセヌケレドモ、農
工銀行勸業銀行ノ不動産擔保ノ長期ノ年限
ハ二十箇年ガ最モ長イカト思ヒマス、ソレ
ヨリモウ十年長ク三十箇年ト云フヤウナコ
トニ改正セラレル趣旨デゴザイマスガ、其
タイ、更ニ是ハ農林省カラハ御話ニナリマ
シタカドウカ知リマセヌガ、更ニ農林審議
會ト云フモノデモ將來開カレルト云フヤウ
ナコトデアリマスカラ、サウ云フ風ナモノ
デモ開カシタラ是亦モウ一ツ御審議ヲ願ヒ

○政府委員(小平權一君)　御質問ニ御答へ
致シマス、三十箇年ノ年限ハ法律上ト實際
上トハ多少違フカト思フノデアリマスガ、
勸業銀行ノ方ハ法律上五十箇年ニナッテ居
リマス、農工銀行モ五十箇年ニナッテ居ル、
北海道拓殖銀行モ五十箇年ト云フ期限ヲ法
律上規定シテ居リマスガ、併シ中央金庫ノ
方ハ、現在ノ金融狀態カラ考ヘマスレバ、
年賦償還ノ産業組合ノ貸付トシテハ、三十
年ヲ越スコトハアルマイ、斯ウ考ヘラレル
次第デアリマス、實際運用ニ當リマシテハ、
或ハ二十五箇年ニナル場合モゴザイマセ
ウ、或ハ二十七箇年ノ場合モアリマスヤウ
ニ考ヘラレマスノデアリマスケレドモ、法
律ノ規定ト致シマシテハ矢張リ最長ノ期限
ヲ附與イタシテ置キマセヌト云フト、實際
或ハ二十五箇年ノ必要ノ場合モ若シアリマ
スレバ、法律ノ制限ガ短カイガ爲ニ年賦償
還ノ貸付ガ出來ヌコトニナルト困ルヤウニ
考ヘラレルノデゴザイマス、ソレデ現在產
業組合關係デハ色ミノ長期ノ年賦ノ資金ガ
必要デアル場合ガ起ルノデゴザイマスガ、
現在ハ五箇年ノ定期償還貸付ダケニナッテ
居リマシテ、年賦償還ノ資金ノ貸付ハ現在
ハ中央金庫デハ全ク出來ナイノデゴザイマ
ス、從テ現在五箇年デアルガ、ソレガ三十
箇年ニナレバ非常ナ變化デアルト云フヤウ
ナ御意見ノヤウニ伺シタノデアリマスガ、ソ
コハ現在ハ五箇年ノ定期貸付ニナッテ居リ

イマスカ

○子爵片桐貞央君 賛成イタシマス

○政府委員(村上龍太郎君) 此農會法中改

正法律案ト耕地整理法中改正法律案ハ如何
ナル關係デアルカト申上ダマスト、現在デ
ハ此農會或ハ耕地整理組合ノ會費又ハ費用
ヲ納メマセヌ場合ニハ町村長ニ賴ミマシ
テ、町村長ノ方デ國稅滯納處分ノ例ニ依リ
マシテ、ソレヲ取立テルト云フ立前ニナッテ
居ルノデゴザイマス、左様ナ立前ニナッテ居
リマスガ、中々其制度ガ思ハシクナイ場合
モアルト云フコトカラ致シマシテ、從來此
一定期間ヲ過ギテモ尙ホ町村ノ方デ取立ヲ
致サナイ、或ハ取立ヲ結了イタサナイト云
フ風ナ場合ニハ、農會ナリ耕地整理組合ナ
リデ自ラ取立テルヤウナ何等カノ此法律上
段々アッタノデゴザイマス、デ帝國農會ナド
ニ於キマシテモ、昭和二年ニ左様ナ趣旨ノ
コトヲ申シテ居リマス、又昭和四年ニハ衆
議院ニ於キマシテ、本案ト同趣旨ノ議院提
出案ガ出マシテ、是ハ衆議院ニ於テハ可決
ニナッタノデゴザイマスガ、貴族院ニ於テハ
審議未了ニ終リマシタ、又此昭和四年ノ十
月ニ帝國農會カラ農林大臣ノ諸間ニ對シマ
シテ同趣旨ノ答申ガアッタノデアリマス、農

林省ト致シマシテモ、此點ニ付キマシテハ
從來色ニ考ヘテハ居タノデゴザイマスガ、
ハ耕地整理組合自身ニ強制徵收權ヲ認メテ
モ宜シカラウ、耕地整理ノ方面ニ於キマシ
テモ、段々左様ナ希望モゴザイマスルシ致
シマスルシ、又他面昨年ノ法律改正ニ依リ
マシテ、北海道土功組合ナドニ於キマシテ
モ、土功組合自ラ強制徵收ガ出來ルト云フ
風ナ趣旨ノ改正ガ加ヘラレタヤウナコトモ
ゴザイマスルノデ、此議院提出案ノヤウニ、
町村ガ一定期間内ニ處分ニ著手ヲシナイ、
又ハ著手ヲ致シマシテモ、一定期間内ニ其
處分ヲ結了イタサナイト云フ風ナ場合ニ
ハ、農會ナリ又ハ耕地整理組合ガ自ラ徵レ
ルヤウニ、之ヲ強制徵收ガ出來ルヤウナ方
法ヲ講ジテモ差支ナカラウト云フ風ナ、大
體見解デ居ルノデゴザイマス、尙ホ費用其
他ノ點ニ付キマシテハ、御尋ニ應ジマシテ
御説明ヲ申上ダタイト考ヘテ居リマス

ス

ルトス様ナコトニナッテ居リマス、百十一條
ノ第一項ハ「町村稅、使用料、手數料、加入
金、過料、過怠金其ノ他ノ町村ノ收入ヲ定
期内ニ納メザル者アルトキハ町村長ハ期限
ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ」、ソレカラ第四

項ノ方ハ「滯納者第一項又ハ第二項ノ督促
又ハ命令ヲ受ケ其指定ノ期限内ニ之ヲ完納

セザルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ
居リマス、其金額ハ徵收金額ハ徵收金ノ百
分ノ四ト云フコトニナッテ居リマス、今度ノ
場合ニハ自分ガ自ラヤルンデゴザイマシテ、
是ハ自分ノ費用デヤルト云フコトニナリマ
ス、督促ヲ致シマシテ尙ホ納メナイ場

ス

合ニ、此第四項ニ依リマシテ國稅滯納處分
ノ例ニ依ッテ、其處分ヲ致スト云フ風ナ督促
及所分方法ノ規定ニナッテ居リマス

○子爵片桐貞央君 サウ致シマスト、今度
ノ改正ノ此案ニ依リマスルト、九十日以内

○坂田貞君 自分ノ費用ト云フトナンデス
ネ、耕地整理組合ノ費用デスネ

○政府委員(村上龍太郎君) 耕地整理組合
ノ費用、或ハ農會ノ費用ト云フコトニナリ
マス

○侯爵松平康昌君 只今御話ガアリマシタ
北海道ノ土功組合ト云フヤウナモノニ之ニ
似タヤウナ條文ガ追加サレタトノ御話ガア
リマシタガ、其場合ニ市町村ガ十分ニ其機
能ヲ發揮シナカトニナレバ、其所期ノ目的
ガ十分ニ達成セラレテ居ルンデアリマスカ、
或ハドンナモノデゴザイマスカ、ソコヲ伺
ヒタイ

○子爵片桐貞央君 チヨット伺ヒマスガ、町
村制第百十一條ノ第一項及第四項ニハドウ
云フ規定ガゴザイマスカ、チヨット御分カリ
ニナッタノデゴザイマスガ、貴族院ニ於キ
農會ノ會長ニ於テ滯納處分自體ガ出來ルヤ
ウニ考ヘテ居リマス

○政府委員(村上龍太郎君) 其場合ニ於キ
マシテハ、耕地整理組合ノ組合長ナリ或ハ
スト滯納處分モ出來ルノデゴザイマスカ
○政府委員(村上龍太郎君) 其場合ニ於キ
マシテハ、耕地整理組合ト云フヤウナモノニ之ニ
似タヤウナ條文ガ追加サレタトノ御話ガア
リマシタガ、其場合ニ市町村ガ十分ニ其機
能ヲ發揮シナカトニナレバ、其所期ノ目的
ガ十分ニ達成セラレテ居ルンデアリマスカ、
或ハドンナモノデゴザイマスカ、ソコヲ伺
ヒタイ

○坂田貞君 ソレニ對スル費用ノ如キモノ
ハドヴ云フ風ニナルノデスカ

○政府委員(村上龍太郎君) 北海道土功組

合法ニ改正ヲ加ヘラマシタノガ昨年デゴ

ザイマス、法律ガ公布ニナリマシタノガ昨

年ノ五月十六日デゴザイマス、從ヒマシテ

マダ其實蹟ガ明カデゴザイマセヌ

○委員長(伯爵堀田正恒君) 別ニ御質問ガ

ゴザイマセヌカ……、御質問ナイト認メマ

ス、御意見ガゴザイマシタラ御意見ヲ御述

ベヲ願ヒマス

○子爵片桐貞央君 此案モ政府ニ於テ認メ

ラレテ居ルヤウデアリマスカラ、其意ニ於

テ私ハ賛成イタシマス

○坂田貞君 異議ゴザイマセヌ、至極結構

ナ案ダラウト思ヒマス

○長尾元太郎君 私モ賛成ヲ致シマス

○齋藤善八君 私モ賛成イタシマス

○委員長(伯爵堀田正恒君) 外ニ御意見モ

ナイヤウデゴザイマスカラ採決ヲ致シマス、

議題ニナッテ居リマスニ案ニ付テ採決ヲ致

シマス、御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵堀田正恒君) 可決ト認メマ
ス、是テ散會イタシマス

午前十時五十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵堀田 正恒君

副委員長 男爵園田 武彦君
委員 侯爵松平 康昌君
子爵片桐 貞央君
伊澤平左衛門君
坂田 貞君
齋藤 善八君
長尾元太郎君

政府委員

大藏政務次官 小川郷太郎君
大藏省銀行局長 大久保慎次君

農林參與官 山田 道兄君

農林省蠶絲局長 小平 権一君

農林書記官 田淵 敬治君

同 井野 碩哉君

農林技師 村上龍太郎君

同 有働 良夫君